



滋 広 政 第 176 号  
令和5年(2023年)7月7日

淡海の川づくり検討委員会  
(滋賀県河川整備計画検討委員会)  
委員長 里深 好文 様

滋賀県知事 三日月 大造



「淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画（変更原案）」について（諮問）

滋賀県附属機関設置条例（平成25年滋賀県条例第53号）第2条の規定に基づき、下記の事項について意見を求めます。

記

諮問事項

- ・淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画（変更原案）

令和5年(2023年)8月17日

滋賀県知事 三日月 大造 様

淡海の川づくり検討委員会  
(滋賀県河川整備計画検討委員会)  
委員長 里深 好文

淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画(変更原案)について(答申)

令和5年7月7日付け滋広政第176号で諮問のあった標記について、別紙のとおり  
答申します。

## 「淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画（変更原案）」に関する答申

淀川水系信楽・大津圏域河川整備計画（変更原案）について、下記の項目に留意の上、必要な手続きを進められたい。

## 記

1. 大戸川について、整備目標設定に当たっての気候変動に関する説明の補足をすること。
2. 大戸川の引堤に当たっては遺跡の存在が予測され、また地権者などの関係者も多いことに配慮して進めること。
3. 大戸川の整備に当たっては修景・景観の維持保全にも努められたい。
4. 特に天井川においては堤防などの適切な維持管理に努められたい。
5. 実施段階において環境の専門家の意見を聴取するなど、重要種を始めとする生物種への配慮に漏れの無いように事業を進められたい。
6. 河川維持管理における地域住民・団体との連携を強化するなどの取り組みを進められたい。
7. 住民への意見聴取に際し、わかりやすい資料提示について配慮すること。
8. 生物相調査について、今後の活用・公開を見据えて適切に蓄積されたい。
9. 水害履歴などのHPについて、住民がたどりつきやすい状態にするよう配慮されたい。またインターネットにアクセスしにくい人にも配慮されたい。